資料２

意見聴き取り調査票

（福島県総合設備協会）

１　総合評価方式について

(1)　県の総合評価方式の特別簡易型の評価項目については、平成２３年１１月に、価格と価格以外の評価バランスを改善し、点数が固定化しやすい項目を組み替えるなどの評価基準の変更を行い、改正から１年が経過しますが、その影響についてどのようにお考えですか。

・　特別簡易型の地元優先は無くさないで頂きたい。災害発生時や緊急に修理対応等する場合、その地区の業者が施工を行っていれば対応は早いが、他地区の業者が施工していると現場状況の把握ができず、手間取り緊急修理にならない。また、福島県は広域であり、各地方での気候の特色が異なるため、施工の方法がそれぞれ異なっており、他地区の業者が施工した所はその後に不具合が発生し、その後始末に余計な予算を使用することにもなっている。
・　配置予定技術者の技術力が要求されるのでいい方向に向かっていると思います。

(2)　県の総合評価方式では、平成２４年５月以降に公告する案件から東日本大震災等への対応を評価することとしましたが、このことについてどのようにお考えですか。

・　県との防災協定に基づき、不眠不休で行った対応を評価して頂いたことは今後の励みになるものと確信しております。
・　県からの出動要請を受けたものについては、遡って県からも実績証明を出せるようにして頂きたい。

(3)　県の総合評価方式について、その他御意見等があればお聞かせください。

・　農林水産部、土木部以外は各部局で入札方式を決定するのではなく、すべてを総合評価方式にて発注して頂きたい。
・　定期および緊急メンテナンス等を行っている企業の評価も考慮して頂きたい。

２　元請・下請関係の適正化対策について

(1)　県では、元請・下請関係の適正化に向けた取組みを強化するため、昨年度に初めて下請状況実地調査を行い、今年度以降も調査を実施することとしておりますが、このことの元請・下請関係への影響について、どのようにお考えですか。

・　適正化に向かうためには必要なことだと思われます。調査を通じて適正化されるのであれば、影響は良い方向に進むことだと考えられます。
・　本年９月２日に開催された福島県建設産業団体連合会主催による元下適正化への意見交換会のような会を今後も継続的に行うように指導して頂きたい。

(2)　平成２３年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていなかったり、変更契約の際に元請会社が根拠を明示しないまま代金決定が行われた例がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

・　元請会社の知識不足もあると考えられるので、改善のための啓発活動（行政側）が必要であると思います。
・　建設業法令遵守ガイドラインが発令されているので受注者側も自信を持って元請側との交渉を行うべき思います。個々の立場で難しい場合には所属団体を通じ発注者への申し立ても可能であると思います。

３　入札不調について

(1)　入札不調の主な原因として技術者や作業員の不足と労務単価の上昇等が挙げられていますが、入札不調対策としてはどのような取組みが有効であるとお考えですか。

・　経済状況をリアルタイムに反映させること（労務・資材単価変動への対応、および発注時期の調整等）だと思います。
・　入札方式を指名競争入札にすれば不調件数は減ると思います。自由参加の一般競争入札では業界も業者も地域を守る責任感が希薄になります。
　今の公共工事で一番要求されていることはスピードであるので世間の批判を恐れずに早急に解決できる方法を選択すべきと思います。
・　工事発注の平準化をすべきと思います。
・　施工時期を考慮して頂ければ入札不調が少なくなると思います（年度初めに発注することにより、冬期に屋外工事を減らす等）。
・　少額工事ほど経費率および単価を高く設定すると良いと思います。

(2)　県では、現場代理人の常駐義務緩和の対象となる工事を拡大するなど、現場代理人の常駐義務緩和を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

・　現在では、県の同一発注機関での緩和措置となっているが他機関（市町村）の発注であっても緩和措置がとれる体制を整えてもらいたい。（県から助言して頂きたい。）

４　電子入札・電子閲覧について

　県では、電子入札及び電子閲覧を農林水産部及び土木部発注案件の一部で実施しておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

・　閲覧、郵送、開札の時間が省けるので大変良いと思います。今後、対象工事を増やして頂きたい。
・　電子入札における通信の安全性・安定性に不安があります。
・　電子システムへ変更になるということで以前から準備し体制を整えていても、まだ一部しか実施されておらず、更新手続等のコストばかりがかかっているのが現状です。

５　その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

・「施工計画の適切性」の点数が発注者によって異なることが多いので差のない評価をして頂きたい。
・　震災だけの見積合わせでは無く、設備は５千万円以下の物件については、見積合わせ（随契）を採用できないでしょうか。条件付き一般競争入札は５千万円を越える物件にして頂きたい。意向確認の様に業者の技術レベルを考慮した入札が望ましいと思います。
・　資料の閲覧および貸出等への対応を改善して頂きたい（閲覧部数の増加、および電子閲覧への移行）。